

白石町再犯防止推進計画

令和7年4月

白石町

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

全国の刑法犯認知件数は、平成14年をピークに減少傾向にある一方で、刑法犯検挙者に占める再犯者の割合は上昇傾向にあり、令和4年は、およそ半数の47.9%となっています。

こうしたなか、国においては平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成28年法律第104号。以下「法」という。）が施行され、「地方公共団体が、国との適切な役割分担を踏まえ、地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有することや、「国の再犯防止推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画を定めるよう努めなければならない」ことが明記されました。

本町においても「白石町再犯防止推進計画」を策定し、犯罪をした人等が社会復帰するための仕組みづくりを推進することで、誰一人取り残すことなく、安全で安心して暮らせる町づくりを目指します。

2 計画の位置づけ

本計画は、法第8条第1項に定める地方再犯防止推進計画として策定するものです。

3 計画期間

本計画は令和7年度から令和11年度までの5年間とし、社会情勢の変化や、国や県の計画の見直し等を踏まえて、必要に応じ見直しを行います。

4 再犯防止計画の対象者

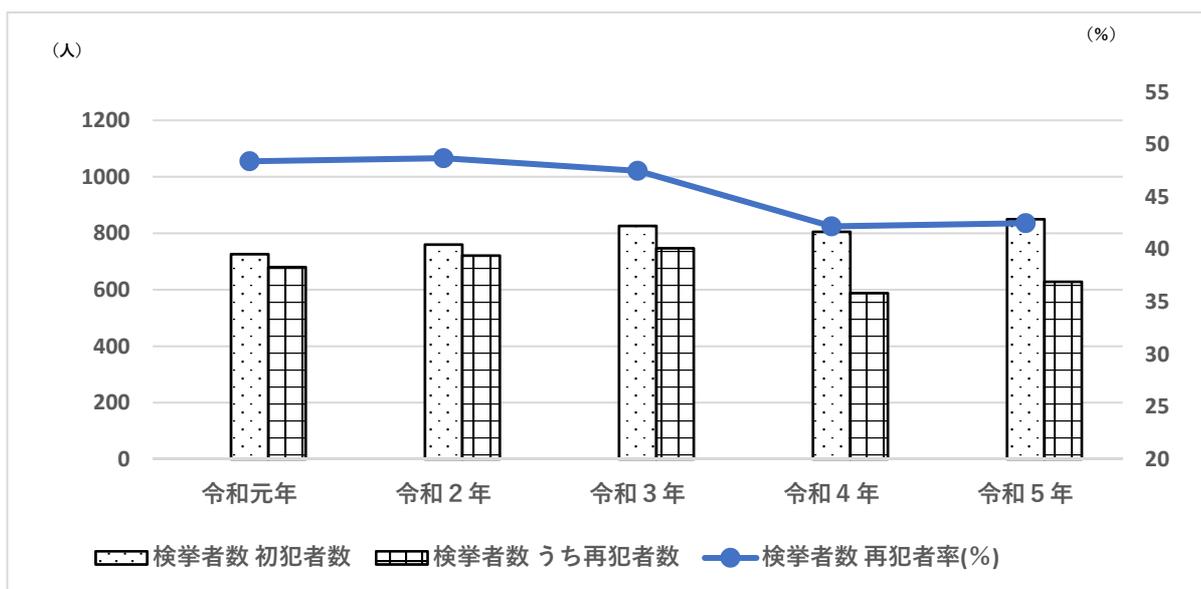
本計画で定める再犯防止への取組は、犯罪をした人等を対象とします。
なお、「犯罪をした人等」とは、法第2条第1項に定める人で、犯罪をした人又は非行少年（非行のある少年をいう。）もしくは非行少年であった人を指します。

第2章 犯罪情勢等について

1 佐賀県の刑法犯・特別法犯検挙者数及び再犯者率

佐賀県刑法犯・特別法犯検挙者数の推移

年次	検挙者数	初犯者数	うち再犯者数	再犯者率(%)
令和元年	1,406	726	680	48.4
令和2年	1,481	760	721	48.7
令和3年	1,573	826	747	47.5
令和4年	1,393	805	588	42.2
令和5年	1,478	850	628	42.5



(第2次佐賀県再犯防止推進計画より)

※「再犯者」は、刑法犯・特別法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。

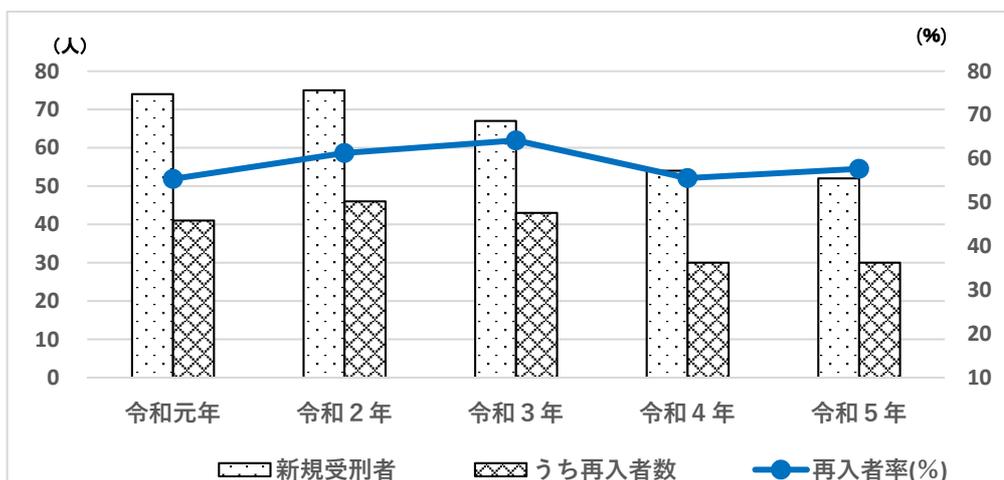
※「再犯者率」は、刑法犯・特別法犯検挙者数に占める再犯者数の割合をいう。

再犯者率は、近年横這い傾向にあり、令和5年は42.5%と前年(42.2%)よりも0.3ポイント増加している。

2 佐賀県の新規受刑者中の再入者数及び再入者率

新規受刑者中の再入者数の推移

年次	新規受刑者	新規受刑者中の再入者数の推移	
		うち再入者数	再入者率(%)
令和元年	74	41	55.4
令和2年	75	46	61.3
令和3年	67	43	64.2
令和4年	54	30	55.6
令和5年	52	30	57.7



(第2次佐賀県再犯防止推進計画より)

※「新受刑者」は、裁判が確定し、その執行を受けるため、各年中に新たに入所した受刑者などをいう。

※「再入者」は、受刑のため刑事施設に入所するのが2度以上の者をいう。

※「再入者率」は、新受刑者数に占める再入者数の割合をいう。

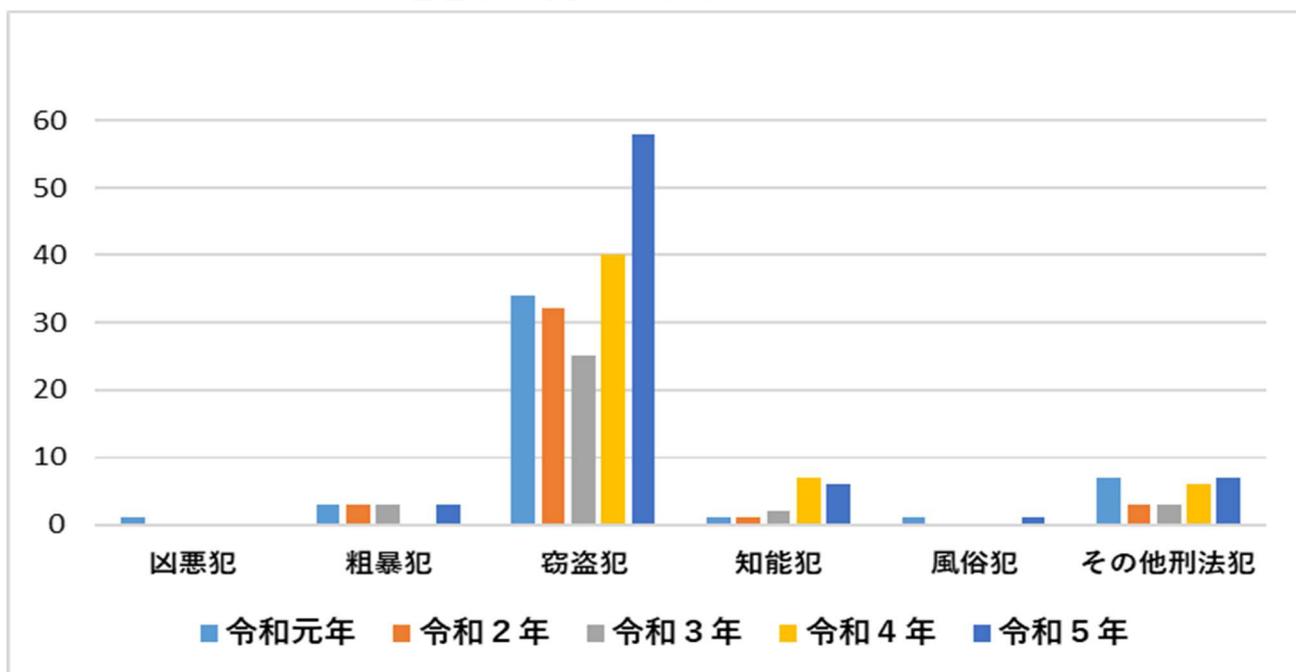
新受刑者中の再入者数は、近年減少傾向にあり、令和5年は30人であった。

再入者率は、令和5年は57.7%と前年(55.6%)よりも2.1ポイント増加した。

3 佐賀県内及び白石町の刑法犯認知状況

年次	総認知件数													
	佐賀県	うち 白石町	凶悪犯		粗暴犯		窃盗犯		知能犯		風俗犯		その他刑法犯	
			県	町	県	町	県	町	県	町	県	町	県	町
令和元年	3,400	47	20	1	215	3	2,509	34	164	1	50	1	442	7
令和2年	3,069	39	19	0	288	3	2,155	32	137	1	36	0	434	3
令和3年	2,821	33	21	0	286	3	1,911	25	200	2	46	0	357	3
令和4年	2,861	53	12	0	272	0	1,880	40	311	7	50	0	336	6
令和5年	3,750	75	40	0	324	3	2,414	58	519	6	61	1	392	7

白石町の刑法犯認知件数の推移



(佐賀県警察刑事企画課資料より)

※刑法犯の種類

- 1.凶悪犯・・・殺人、強盗、放火、強制性交等（強姦・不同意性交罪）
- 2.粗暴犯・・・暴行、傷害、脅迫、恐喝、凶器準備集合
- 3.窃盗犯・・・窃盗
- 4.知能犯・・・詐欺、横領、偽造、汚職、背任
- 5.風俗犯・・・賭博、わいせつ
- 6.その他刑法犯・・・公務執行妨害、住居侵入、逮捕監禁、器物損壊等

白石町の刑法犯認知件数はほとんどが窃盗犯であり、なおかつ増加傾向となっている。令和5年は75人と前年（53人）より22人増加している。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本方針

国、県の再犯防止推進計画を勘案するとともに、町は、犯罪をした人等が社会において孤立することなく、再び社会の一員として復帰できるように支援することで、再犯を防止し、安全で安心して過ごせる町を目指します。

2 重点項目

犯罪をした人等の立ち直りを支援し、誰もが安全で安心して暮らすことができる社会の実現に向け、行政サービス、福祉サービスを受けることができる体制整備を行うことを計画目標とし、次に掲げる4つの重点項目を設定します。

重点項目

- I 広報・啓発活動の推進
- II 就労・住居の確保
- III 保健医療・福祉サービスの利用の促進
- IV 関係機関・団体等との連携強化

第4章 取組事項

I 広報・啓発活動の推進

再犯の防止等に関する施策は、町民にとって必ずしも身近なものではないため、町民の関心と理解を得にくいことや、民間協力者による再犯の防止等に関する活動についても町民に十分に認知されているとはいえないことなどの課題があります。

こうしたことから、犯罪や非行の防止と罪を犯した人等の更生の取組について、広く町民の理解を深め、協力して犯罪や非行のない明るい地域社会を築いていくため、広報・啓発活動に努めます。

○「社会を明るくする運動」の推進

「社会を明るくする運動」は、犯罪や非行の防止と、罪を犯した人等の更生についての理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くことを目的とする全国的な運動です。

毎年7月は、「社会を明るくする運動」の強化月間となっており、本町においては、強化月間に合わせて、関係機関、関係団体と連携し懸垂幕や町広報誌による「社会を明るくする運動大会」の開催等の啓発活動を行っています。

今後も、再犯防止等についての関心と理解を深めるために「社会を明るくする運動」と連携した啓発活動を行います。

II 就労・住居の確保

犯罪をした人等が再び罪を犯すことなく、安定した生活を送るためには、就労・住居の確保が必要であり、関係機関と連携、協力し、就労支援先及び住居の確保のための支援に努めます。

○就労確保に関する支援

就労に関する困りごとに対し、県やハローワーク、協力雇用主や関係機関等と連携を図りながら、就労支援を行います。

○住宅確保に関する支援

保護観察対象者等の公営住宅への入居に際しての要件の緩和に向けて検討を行います。

III 保健医療・福祉サービスの利用の促進

自立した生活が困難な出所者等の円滑な社会復帰のため、出所後速やかに保健医療・福祉サービス等を受けることができるよう、関係機関等と連携して支援に取り組みます。

○地域における福祉的支援

保健医療・福祉サービスは、犯罪をした人等であるか否かに関わらず誰にでも提供されます。

保護司、高齢者地域包括支援センター、社会福祉協議会等関係機関・団体等との連携、情報共有することで、日常生活における福祉的支援に取り組みます。

IV 関係機関・団体等との連携強化

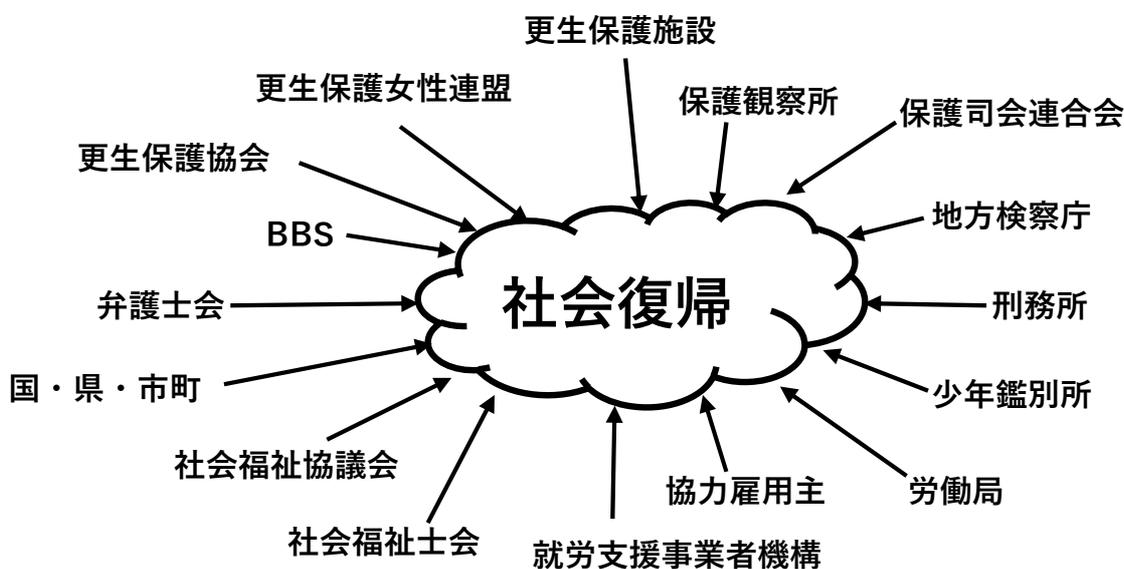
地域において犯罪をした人等の指導・支援を行う保護司会や更生保護ボランティア、佐賀保護観察所等と連携して立ち直りを支援します。

○関係機関・団体等との連携

国や県からの情報の活用や施策への協力等により連携を深めます。刑事司法機関、更生保護関係の支援者福祉関係機関との連携により、社会全体での立ち直りを支援し、再犯の防止を推進します。

県が開催する再犯防止に関する会議や研修会に参加します。

国・県・市町村・関係機関及び民間団体などの多機関連携による支援



第5章 計画の推進体制

本計画を推進するため、関係各課が、事業の実施に係る連携や調整を図ります。

また、国、県、民間団体等関係機関・団体等と連携、協力しながら施策に取り組み、計画を推進していきます。

【参考】

佐賀県再犯防止推進協議会構成機関・団体

区 分		所 属
外部団体	有識者	佐賀県弁護士会
〃	国の 関係機関	佐賀地方検察庁
〃		佐賀保護観察所
〃		佐賀少年刑務所
〃		麓刑務所
〃		佐賀少年鑑別所
〃		佐賀労働局
〃		民間団体
〃	佐賀県保護司会連合会	
〃	佐賀県地域生活定着支援センター	
〃	佐賀ダルク	
〃	佐賀県社会福祉協議会	
〃	佐賀県就労支援事業者機構	
〃	佐賀県BBS連盟	
〃	佐賀県更生保護協会	
〃	佐賀県更生保護女性連盟	
〃	ギャンブル依存症リハビリ施設 COBYPLAN	
県		佐賀県健康福祉部

白石町再犯防止推進計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 再犯の防止等の推進に関する法律(平成28年法律第104号)第8条第1項の規定に基づく白石町再犯防止推進計画(以下「推進計画」という。)を策定し、再犯防止に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、白石町再犯防止推進計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について事務を所掌する。

- (1) 再犯防止の推進の基本的方針等に関すること。
- (2) 再犯防止の推進に関する取組内容等に関すること。
- (3) その他推進計画に係る必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織し、次に掲げる個人、団体又は機関の代表(当該団体又は機関から推薦を受けた者を含む。)のうちから町長が委嘱する。

- (1) 専門職団体関係者
- (2) 社会福祉関係者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から計画策定が完了するまでの期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により決める。

- 2 委員長は、会務を総括し、委員会の会議の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年9月1日から施行する。

白石町再犯防止推進計画策定委員名簿

番号	所属団体名	役職名	氏名	備考
1	佐賀保護観察所	企画調整課長	松永 志穂	
2	白石警察署	生活安全・刑事課長	杠 翔太	
3	武雄地区保護司会	会長	藤永 弘真	委員長
4	更生保護女性会	会長	片淵 直美	副委員長
5	佐賀県生活自立支援センター 西部事務所	副所長	富崎 万里子	
6	白石町社会福祉協議会	事務局長	門田 和昭	
7	民生委員児童委員協議会	副会長	福地 涼子	
8	駐在員会	会長	小野 稔	
9	総務課	総務課長	中村 政文	

再犯の防止等の推進に関する法律

(平成28年法律第104号)

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「犯罪をした者等」とは、犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。以下同じ。）若しくは非行少年であった者をいう。

2 この法律において「再犯の防止等」とは、犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）をいう。

(基本理念)

第3条 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰をすることが困難な状況にあることを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようにすることを旨として、講ぜられるものとする。

2 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院及び少年鑑別所をいう。以下同じ。）に収容されている間のみならず、社会に復帰した後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるよう、矯正施設における適切な収容及び処遇のための施策と職業及び住居の確保に係る支援をはじめとする円滑な社会復帰のための施策との有機的な連携を図りつつ、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、総合的に講ぜられるものとする。

3 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要であるとの認識の下に、講ぜられるものとする。

4 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、再犯の防止等に関する各般の施策の有効性等に関する調査研究の成果等を踏まえ、効果的に講ぜられるものとする。

(国等の責務)

第4条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(連携、情報の提供等)

第5条 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。

2 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者に対して必要な情報を適切に提供するものとする。

4 再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者は、前項の規定により提供を受けた犯罪をした者等の個人情報その他の犯罪をした者等の個人情報を適切に取り扱わなければならない。

(再犯防止啓発月間)

第6条 国民の間に広く再犯の防止等についての関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間を設ける。

2 再犯防止啓発月間は、7月とする。

3 国及び地方公共団体は、再犯防止啓発月間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めなければならない。

(再犯防止推進計画)

第7条 政府は、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（以下「再犯防止推進計画」という。）を定めなければならない。

2 再犯防止推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項
- (2) 再犯の防止等に向けた教育及び職業訓練の充実に関する事項
- (3) 犯罪をした者等の社会における職業及び住居の確保並びに保健医療サービス及び福祉サービスの利用に係る支援に関する事項
- (4) 矯正施設における収容及び処遇並びに保護観察に関する体制その他の関係機関における体制の整備に関する事項
- (5) その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項

- 3 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議しなければならない。
- 5 法務大臣は、第3項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、再犯防止推進計画を公表しなければならない。
- 6 政府は、少なくとも5年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。
- 7 第3項から第5項までの規定は、再犯防止推進計画の変更について準用する。

(地方再犯防止推進計画)

第8条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(次項において「地方再犯防止推進計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第9条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第10条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた再犯の防止等に関する施策についての報告を提出しなければならない。

第2章 基本的施策

第1節 国の施策

(特性に応じた指導及び支援等)

第11条 国は、犯罪をした者等に対する指導及び支援については、矯正施設内及び社会内を通じ、指導及び支援の内容に応じ、犯罪をした者等の犯罪又は非行の内容、犯罪及び非行の経歴その他の経歴、性格、年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済的な状況その他の特性を踏まえて行うものとする。

2 国は、犯罪をした者等に対する指導については、犯罪の責任等の自覚及び被害者等の心情の理解を促すとともに、円滑な社会復帰に資するものとなるように留意しなければならない。

(就労の支援)

第12条 国は、犯罪をした者等が自立した生活を営むことができるよう、その就労を支援するため、犯罪をした者等に対し、その勤労意欲を高め、これに職業上有用な知識及び技能を習得させる作業の矯正施設における実施、矯正施設内及び社会内を通じた職業に関する

免許又は資格の取得を目的とする訓練その他の効果的な職業訓練等の実施、就職のあっせん並びに就労及びその継続に関する相談及び助言等必要な施策を講ずるものとする。

(非行少年等に対する支援)

第13条 国は、少年が可塑性に富む等の特性を有することに鑑み、非行少年及び非行少年であった者が、早期に立ち直り、善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けるため、少年院、少年鑑別所、保護観察所等の関係機関と学校、家庭、地域社会及び民間の団体等が連携した指導及び支援、それらの者の能力に応じた教育を受けられるようにするための教育上必要な支援等必要な施策を講ずるものとする。

(就業の機会の確保等)

第14条 国は、国を当事者の一方とする契約で国以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物品の納入に対し国が対価の支払をすべきものを締結するに当たって予算の適正な使用に留意しつつ協力雇用主（犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする事業主をいう。第23条において同じ。）の受注の機会の増大を図るよう配慮すること、犯罪をした者等の国による雇用の推進その他犯罪をした者等の就業の機会の確保及び就業の継続を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(住居の確保等)

第15条 国は、犯罪をした者等のうち適切な住居、食事その他の健全な社会生活を営むために必要な手段を確保することができないことによりその改善更生が妨げられるおそれのある者の自立を支援するため、その自助の責任を踏まえつつ、宿泊場所の供与、食事の提供等必要な施策を講ずるとともに、犯罪をした者等が地域において生活を営むための住居を確保することを支援するため、公営住宅（公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第2号に規定する公営住宅をいう。）への入居における犯罪をした者等への特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

(更生保護施設に対する援助)

第16条 国は、犯罪をした者等の宿泊場所の確保及びその改善更生に資するよう、更生保護施設の整備及び運営に関し、財政上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第17条 国は、犯罪をした者等のうち高齢者、障害者等であって自立した生活を営む上で困難を有するもの及び薬物等に対する依存がある者等について、その心身の状況に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう、医療、保健、福祉等に関する業務を行う関係機関における体制の整備及び充実を図るために必要な施策を講ずるとともに、当該関係機関と矯正施設、保護観察所及び民間の団体との連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

(関係機関における体制の整備等)

第18条 国は、犯罪をした者等に対し充実した指導及び支援を行うため、関係機関におけ

る体制を整備するとともに、再犯の防止等に係る人材の確保、養成及び資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

(再犯防止関係施設の整備)

第19条 国は、再犯防止関係施設（矯正施設その他再犯の防止等に関する施策を実施する施設をいう。以下この条において同じ。）が再犯の防止等に関する施策の推進のための重要な基盤であることに鑑み、再犯防止関係施設の整備を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

(情報の共有、検証、調査研究の推進等)

第20条 国は、再犯の防止等に関する施策の効果的な実施に資するよう、関係機関が保有する再犯の防止等に資する情報を共有し、再犯の防止等に関する施策の実施状況及びその効果を検証し、並びに犯罪をした者等の再犯の防止等を図る上で効果的な処遇の在り方等に関する調査及び研究を推進するとともに、それらの結果等を踏まえて再犯の防止等に関する施策の在り方について検討する等必要な施策を講ずるものとする。

(社会内における適切な指導及び支援)

第21条 国は、犯罪をした者等のうち社会内において適切な指導及び支援を受けることが再犯の防止等に有効であると認められる者について、矯正施設における処遇を経ないで、又は一定期間の矯正施設における処遇に引き続き、社会内において指導及び支援を早期かつ効果的に受けることができるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(国民の理解の増進及び表彰)

第22条 国は、再犯の防止等に関する施策の重要性について、国民の理解を深め、その協力を得られるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、再犯の防止等の推進に寄与した民間の団体及び個人の表彰に努めるものとする。

(民間の団体等に対する援助)

第23条 国は、保護司会及び協力雇用主その他民間の団体又は個人の再犯の防止等に関する活動の促進を図るため、財政上又は税制上の措置等必要な施策を講ずるものとする。

第2節 地方公共団体の施策

第24条 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、前節に規定する施策を講ずるように努めなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

2 国は、この法律の施行後5年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。